


 公益社団法人福岡中部法人会

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「新春講演会」のご案内 ◆「新設法人説明会」のご案内

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容		
12	1	火	総務委員会	15:00 ~ 16:00	於:事務局会議室
12	3	木	新任者のための税務講座	15:00 ~ 16:30	於:福岡ガーデンパレス
12	9	水	パソコン講座エクセルピボット上級②分析編	10:30 ~ 16:30	於:サンセルコビル2F
12	12	土	パソコン講座エクセルピボット上級②分析編	10:30 ~ 16:30	於: //
12	11	金	花いっぱい運動	14:00 ~ 16:00	於:舞鶴地区大正通り
12	15	火	事業研修委員会	15:00 ~ 16:00	於:事務局会議室
12	16	水	正副会長会	14:00 ~ 14:50	於:ソラリア西鉄ホテル
12	16	水	理事会	15:00 ~ 16:00	於: //

## ●支部の行事

月	日	曜	内容		
12	1	火	租税教室第12支部	10:35 ~ 11:10	於:若久小学校
12	4	金	租税教室第12支部	8:50 ~ 10:30	於:西高宮小学校
12	14	月	租税教室第6支部	10:30 ~ 11:15	於:南当仁小学校
12	17	木	租税教室13支部	11:05 ~ 11:50	於:東花畑小学校

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
12	2	水	懇親ゴルフ	8:30 ~	於:福岡雷山ゴルフ倶楽部
12	9	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於:事務局会議室

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
12	11	金	役員会	17:00 ~	於:西鉄INNブロッソ

## ●受賞おめでとうございます。●

国税庁長官表彰

福岡中部法人会 副会長

園田慶一氏

秋の叙勲（瑞宝双光章）

福岡中部法人会 事務局長

中尾正剛氏



## (I) 税務カレンダー

12月10日 ●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税額の特別徴収税額（6月分～11月分）の納付

本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（提出先：給与の支払者）

本年最後の給与の支払をするとき

- 給与所得の年末調整

翌年1月4日

- 10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
- 法人及び個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
- 4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人及び個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）

12月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

## (II) 知らないと損する税情報

### 令和2年分の年末調整

税理士 堤 一 博

今年も年末調整の時期となりました。日頃から準備されていることとは存じますが、今年の年末調整は、平成30年度と令和2年度の税制改正を受けて、内容や一部様式の変更が行われて、かなり複雑になっています。

今年の年末調整に関する改正点は、次の5つです。

- 1) 給与所得控除の引下げ
- 2) 基礎控除の引上げ
- 3) 所得金額調整控除の新設
- 4) 配偶者、扶養控除等の合計所得金額要件の見直し
- 5) 未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦（寡夫）控除の見直し

#### 1) 給与所得控除の引下げ

給与所得者の場合、その給与の収入金額にではなく、給与所得に税金がかかりますが、この「給与所得控除」の額が一律に10万円引き下げられました。

給与等の収入金額 - 給与所得控除 = 給与所得

⇒ 給与所得 × 税率 = 所得税

また、控除の要件である「給与等の収入金額」の上限が、「年収1,000万円」から「年収850万円」となり、さらに、給与所得控除の上限額も220万円から195万円と変更されるため、年収850万円を超えると給与所得控除の額は、10万円以上の引き下げ額になります。

#### 2) 基礎控除の引上げ

基礎控除は、すべての納税者に一律に適用されるもので、これまでは38万円が控除されていましたが、令和2年分からは、基礎控除の額が最大48万円に引き上げられた一方、控除適用の上限額が設定され、合計所得金額が2,500万円（＝給与収入2,695万円－基礎控除額195万円）超の高額所得者には基礎控除の適用を受けることができないこととされました。

上記の1)と2)の引上げ・引下げを合わせると、給与の収入金額が850万円までの一般給与所得者では、差し引きゼロということになります。

#### 3) 所得金額調整控除の新設

給与の収入金額が850万円を超えると所得税が増税となることを受け、特別障害者に該当する人又は年齢23歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の負担を軽減すべく、新しく「所得金額調整控除」が新設されました。



控除額は、下記の計算式で算出しますが、給与の収入金額が1,000万円を超える場合は、給与の収入金額を一律1,000万円で計算して、15万円が限度となります。

$$\text{控除額} = \{ \text{給与等の収入金額 (年収)} - 850\text{万円} \} \times 10\%$$

1) 及び3) の改正に伴い、の「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の提出が必要となりますが、国税庁のホームページでは、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」(3様式の兼用書式)を掲載しています。(【参考】参照)

また、併せて、源泉徴収簿の様式も変更されていますので、ご注意ください。

#### 4) 配偶者、扶養控除等の合計所得金額要件の見直し

各種控除を受けるために、配偶者や扶養親族など下記の5つ控除の適用対象の合計所得金額の要件も見直されました。

- A) 同一生計配偶者の合計所得金額要件
- B) 扶養親族の合計所得金額要件
- C) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件
- D) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件
- E) 勤労学生の合計所得金額要件

これらの「合計所得金額要件」の額は、下記の表のとおりです。

#### 【合計所得金額要件】

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

この合計所得金額要件の改正は、1)～3)までの見直しに伴って、連動して配偶者や扶養親族などの合計所得金額要件が見直されただけといえます。

#### 5) 未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦(寡夫)控除の見直し

従来は、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦(夫)控除が適用されたのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていたり、男性のひとり親と女性のひとり親とでは寡婦(夫)控除の額が違うなどの不均衡がありました。令和2年度の改正で、「ひとり親控除」と「寡婦控除」に集約して、「寡夫」、「特別の寡婦」を廃止して、ひとり親家庭に対する税制上の公平な支援に改めました。

婚姻歴や性別にかかわらず、①本人の所得合計金額が500万円(年収678万円)以下の単身者で、②生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)がいる場合には、「ひとり親控除」(控除額35万円)が適用されることとし、また、ひとり親に該当しないひとで、①本人の所得合計金額が500万円(年収678万円)以下の単身者で、②子以外の扶養親族がいる離婚後婚姻をしていないひと又は死別後婚姻をしていないひとについては、「寡婦控除」(控除額27万円)が適用されるものとなりました。

さらに、「ひとり親控除」、「寡婦控除」ともに、③その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことが要件に加えられました。

#### 【改正後の「ひとり親控除」と「寡婦控除」の概要】

区分	所得基準	性別	事由	態様	控除金額
ひとり親控除	500万円以下	女性	死別・離別・未婚	同一生計の子あり	35万円
		男性			
寡婦控除	500万円以下	女性	死別	子なし・扶養親族あり	27万円
			死別	子なし・扶養親族なし	
			離別	子なし・扶養親族あり	

※いずれにも③「非事実婚姻要件」(具体的には、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は、上記控除の対象外となります。)があることには、ご注意ください。

※「令和2年分 年末調整のしかた」(国税庁)のp.6の「4 ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正」の「(3) 令和2年分の年末調整の際の申告」を参考にして実務を進めてください。



令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	フリガナ あなたの氏名	
税務署長	給与の支払者の 法人番号	あなたの住所	
	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所	

基本情報

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

◆所得金額調整控除申告書◆

配偶者控除  
配偶者特別控除

基礎控除

所得金額調整控除

新しい様式の「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」は、上記のとおりです。扶養控除申告書等と同様に、各々の計算結果を源泉徴収簿等へ転記してください。例年のこととはいいながら、書類の配付、回収、確認と計算などを所定の時間内に処理しなければならないので、大変な作業ですが、本年の『年末調整』は、上記のとおり様々な改正がありますので、間違いがないようにご注意ください。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2021	1	28(木)	18:00～20:00	本部	新春講演会	ソラリア西鉄ホテル
	2	2(火)	13:30～16:30	本部	新設法人説明会	福岡ガーデンパレス
	3	15(月)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	ソラリア西鉄ホテル
		24(水)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	4	7(水)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー	西鉄イン福岡

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)  
 ※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。